

主な森林・林業関係用語集（五十音順）

育成単層林	森林を構成する林木の、一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽等）により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく施業。
育成複層林	森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人為（植栽等）により複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していく施業。
枝打ち	完満な材を作るために、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業。材の付加価値を高めることや病虫害の防止等のほか、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮を目指すことを目的に行う。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業。
高性能林業機械	1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を効率よく処理できる林業用の機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ（伐採機械）、プロセッサ（造材機）、ハーベスター（伐倒造材機）、タワーヤーダ（タワー付き集材機）、フォワーダ（積載集材車輛）等。
下刈り	造林木の生育を妨げる雑草木を刈り取ること。
主伐	伐期に達した成熟木を伐ること。伐採に伴って後継樹の育成（更新）が必要になる。
除伐	新植した林がほぼうつ閉したときに行う保育作業。造林の目的以外の樹種を取り除くことをいうが、目的樹種でも形質の劣る場合は併せて除くこともある。
地域森林計画	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期としてたてる計画。
つる切り	下刈りを終了した後に、つる植物を切ること。クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽木に巻き付く場合に、ナタや除草剤でこれらを除去する。
特用林産物	シイタケ等のきのこ類、山菜類等、うるし等の伝統的工芸品原材料及び竹材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。
分収林制度	森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、共同で森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
保安林	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を發揮させるため、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。指定の目的により17種類あり、指定されると伐採や土地の形質の変更等に一定の制限が課せられる。
林家	保有山林面積が1ha以上の世帯。（農林業センサス用語の解説より）
林齢	林分が成立して経過した年数。人工林は、更新年度（植栽年度）を1年生と数えるが、通常3年生の苗木を植栽することから、樹齢（実際の年齢）とは異なる。